

練馬区福祉のまちづくり推進条例（素案）に対する  
区民意見反映制度（パブリックコメント）の実施結果

（期間：平成 21 年 11 月 21 日から 12 月 11 日まで 意見：8 通 36 件）

|   |
|---|
| <p>対応の凡例<br/> ◎：条例案に反映した項目(2)<br/> ○：趣旨はすでに記載してある項目(24)<br/> △：他の施策等により実施する項目(6)<br/> －：対応できない項目(4)</p> |
|---|

| 分類 | 番号 | 意見要旨  | 回答  | 対応 |
|----|----|---|---|----|
| 総則 | 1  | 前文は、条例全体の趣旨を簡潔に説明することに大きな役割を果たすものであり、他の自治体でも多用されている。ところが、「骨子案のパブリックコメントの実施結果の区の意見」によれば、こうした自治体は、無用の記載をしていることになる。なぜ練馬区は明確にしないのか。もし「義務付けられていない」との理由なら、前文有り無し自治体を東京 2 3 区で分けた資料を添付してほしい。 | この条例では、目的、定義、基本理念、責務などの規定の中で、条例の趣旨を明確にすることを考えています。また、背景や考え方などについては、パンフレット等により周知を図ります。他の条例において、前文が無用のものである、ということではありません。   | －  |
|    | 2  | 福祉のまちづくりの定義を「公共的建築物および公共施設等についてすべての人が安全かつ円滑に利用できるよう必要な措置を講じる」としている。円滑な施設利用のためには、利用状況の透明化を図るべきではないか。一部の常連だけの公共施設利用では、円滑利用とはいえない。   | この条例（素案）では、区立施設のみならず、不特定または多数の者が利用する施設（民間設置も含む）を公共的建築物または公共施設等（道路、公園、路外駐車場等）として対象にしています。これらを円滑に利用しようとする際には、ハード設備および接遇等のソフト面についても必要な措置を講じることを求めています。<br>なお、ご意見にあるような公の施設においては、利用が一部の方に偏らないよう申し込みについて公正に取り扱っています。 | △  |

|    |   |  |  |   |
|----|---|--|--|---|
|    | 3 | <p>区民等の責務 6 の(3)「区民等は、整備された施設の利用の妨げとなる行為をしないよう努めなければならない。」とは、具体的に何か？この条例に最も関係し、利害を享受する区民にわかりやすく説明する方法を良く考えてほしい。</p>                                | <p>ここは、例えば、視覚障害者の移動のために整備した視覚障害者誘導用ブロック（点字ブロック）の上に、自転車を放置することで、移動を妨げたり、車いす使用者のための駐車スペースに、必要の無い方が駐車することで利用を妨げたりしないことを求めています。このようにハード的には整備されていても、周囲の理解や運用によって利用できないために、社会参加が阻害されることがあります。こういったことへの理解を深めるために、今後も啓発に取り組んでいきます。</p>   | △ |
| 総則 | 4 | <p>事業者や区民等の責務などをみると「努めなければならない」が基本であり、「努めなかった」場合の対応が明確でない。上位法令、上位条例に規定されているのかも分からないが、もう少し強制力のある条例にできないのだろうか。見る限り 16 ページ 5 5 「勧告」が限界のように見受けられる。</p> | <p>この条例で対象とする公共的建築物および公共施設等の上べてに対し、一律に整備内容を強制することは、物理的な条件等や建築主に過度な負担を与えてしまうことなどから現実的には難しいと考えています。そこで、この条例（素案）では、バリアフリー法に基づき適合義務を課し「強制力」を行使する規定と、事業者との協議により整備を図る規定を併せて、条例の目的を達成することとしています。前者のバリアフリー法に基づく規定については、バリアフリー法に規定される罰則が適用されます。後者の協議による基準に対する実効性の確保については、ご意見のとおり勧告および公表を規定しています。このほかにも、水準証の交付や整備内容の公表、また、区長が策定する福祉のまちづくりを推進する計画（以下「推進計画」といいます。）に基づく、啓発や情報提供等の施策により、望ましい整備状況等への誘導を図ることを考えています。</p> | — |

|                   |   |   |  |   |
|-------------------|---|---|--|---|
| 推進計画および基本的施策      | 5 | この素案は、ハード面ばかり列挙されているように思う。ソフトも当然あってしかるべきだと思う。                 | ご意見のとおり、ハードとソフトの両面から一体的に推進していくことが必要と考えています。ソフト面については、推進計画の中で、具体的に施策を検討し、推進していきます。  | ○ |
|                   | 6 | 「区民等の連携による推進」にある「必要な技術的支援」とは具体的にどのようなことか。総合計画と一部重なるのか、連携するのか。 | この規定は、例えば、区民の方が他の区民や事業者と連携して、福祉のまちづくり活動を行う際に、その活動に対し区が様々な助言等の支援を行うことを想定したものです。具体的な施策内容については、推進計画を策定する中で、検討します。   | ○ |
| 公共的建築物および公共施設等の手続 | 7 | 建築確認申請との関連が不明確である。建築確認申請時に福祉のまちづくりの整備基準に関する書類をそえて併願するのか。      | 協議対象公共的建築物を新築等する場合には、協議申請を義務付けています。その提出先は、練馬区建築課になります。協議終了通知を受領後、建築確認申請等の法令手続をおこなうことを記載しています。建築確認申請の際には、この協議の際に要した書類は不要です。ただし、Ⅴに規定する基準については、バリアフリー法に基づき建築基準関係規定となりますので、建築確認申請の際には、対象となる基準に適合していることが必要です。 | ○ |
|                   | 8 | 適合努力義務とあるが、具体的にはどの範囲まで行う必要があるのか。確認審査での事項の範囲を明確に示してほしい。        | Ⅲで規定する区が規則で定める基準については、区との協議の中で実現を図ることを考えています。そのため、確認申請とは、別の仕組みになります。一方、Ⅴに規定する基準については、バリアフリー法に基づき建築基準関係規定となりますので、建築確認申請の際には、対象となる基準に適合していることが必要です。  | ○ |

|                   |    |   |   |   |
|-------------------|----|---|---|---|
| 公共的建築物および公共施設等の手続 | 9  | 適合努力を果たした場合に何か行政からマーク等をもらえるのか。  | 規則で定める整備基準に基づき、整備を行なった建築物の事業者に対し、その整備状況に応じた整備水準証を交付します。   | ○ |
|                   | 10 | 整備水準証は1種類か。ランク付けはするのか。  | 協議に基づき整備した状況の概要を示すものを、整備水準証として交付することを考えています。ランク付けすることではなく、個々の施設に応じた整備水準について分かりやすく示すことを考えています。           | ○ |
|                   | 11 | 水準証について、「骨子案のパブリックコメントの実施結果の区の意見」では、「より多くの方々に知ってもらう」というが、建物入口の目立つ場所に掲示してもらう効果があるはずなので、その旨を明確にしてほしい。 | より多くの方に知ってもらう、情報共有の取組の一つとして、条例（素案）では、水準証の交付を受けたものに対し、適切な場所に表示するよう求めています。                                | ○ |
|                   | 12 | 変更を届け出てからはどのように対応するつもりか。届け出ただけでそれが適切か、ほかに方法がないかなど相談するなど、協議では問題なくても変更により問題のある箇所が生じた場合はどのようにするのか。     | ご意見を踏まえ、協議内容の変更にあたっては、当該変更の協議をするように規定します。   | ◎ |
|                   | 13 | 完了検査時に、相違があると認めるときの理由書を出す前に相談または対応する方法はないのか。  | この完了検査は、協議内容と相違がないかの確認を行うものです。事情により協議内容に変更が生じる場合には、事前に変更の協議を行うことと規定します。これにより、協議内容と工事内容に相違がないような対応を図ります。 | ○ |
|                   | 14 | 「骨子案のパブリックコメント実施結果の区の意見」には、私の意見の概要に記してある「完了検査について区が行うことを明記しておくべき」との要望への答えが書かれていない。再度「区の意見」を回答してほしい。 | ご意見を踏まえ、区長が完了検査を行う旨を明確にします。   | ◎ |

|                   |    |   |   |   |
|-------------------|----|---|---|---|
| 公共的建築物および公共施設等の手続 | 15 | 「骨子案のパブリックコメントの実施結果の区の意見」では、私の意見の概要にある、完了検査で不適合が見つかった場合において、事業者が改善命令に応じなかった場合のことが示されていない。応じなかった場合の記載があることの意義を軽視すべきではない筈だ。 | この条例上の完了検査は、整備基準への適合を検査するものではなく、協議内容の履行がなされているかどうかの確認を行うものです。そのため、協議終了通知の内容と相違があるときには是正すべき内容を通知することとし、併せて勧告することができる規定を設けています。   | ○ |
|                   | 16 | 「措置のうち規則で定める事項」とは具体的にどのような事項か。また「同意を得て公表」とあるが、同意を得ないといけない理由は何か。   | 整備基準に基づき整備した概要をわかりやすく示す必要があると考えています。そこで、整備基準に基づき整備されている箇所、整備基準への適合状況、配慮指針に基づき行った措置などになると考えています。素案に添付してある参考6がその具体的なイメージです。また、この公表については、この条例の趣旨を理解し、よりよい整備に協力してくれていることについて、区民等との情報共有を図るものとして考えています。そのため、情報の元になる事業者に対し、情報提供の同意を得ておくことが望ましいと考えています。 | ○ |
|                   | 17 | 「公園の新設をする際には、区民の意見を参考にするようにつとめる」という部分に大変期待する。うれしく思う。  | すべての人が安全かつ円滑に利用できるよう、区民の意見を聴く何らかの機会を設け、個々の公園に相応しい整備を行います。   | ○ |
| 既存施設の維持管理、改善等     | 18 | 既存施設の改善について、賛同する。特に調査に力を入れて問題のあるところは少しでも対応、改善してもらいたい。   | 不特定かつ多数の方が利用する既存の大規模な病院や物品販売店について、改善が図られるよう取り組んでいきます。   | ○ |

|                                    |    |  |  |   |
|------------------------------------|----|--|--|---|
| 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項 | 19 | 大変よく検討されていると思うが、Vの規定の中で各所に「1以上」という表現がある。これは、平易に「1ヶ所以上」などとするほうがやわらかくてよいと思う。 | ご意見のあったVの規定については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」と言います。）に基づき、適合義務を課しています。そのため、法の規定に基づくものであることおよび義務を課す内容を明確に示すことが必要であり、バリアフリー法における表現との整合を取っています。                                       | — |
|                                    | 20 | 東京都のバリアフリー条例と区の条例の相違点を明確にしてほしい。都と重複しているのは不用である。                            | 都の条例の規定がなく、区が独自にバリアフリー法に上乘せしている規定については、今回は概要版で示しました。条文については、バリアフリー法14条で地方公共団体に移動等円滑化基準の付加を規定していることを踏まえ、法にない基準を規定したものです。なお、条例制定の際は、規定についてもパンフレット、マニュアル等で分かりやすく周知をはかることを考えています。ご理解のほどお願いいたします。 | ○ |
|                                    | 21 | ベッドは、大人用と記載しないとベビー用と混同されないか。   | ベビーベッドについては別に規定しており、違いが理解できるようにしています。また、どのようなベッドが求められるかについては、マニュアル等の中で、具体的に示すことも必要と考えています。   | ○ |
|                                    | 22 | 全体の案内表示、サイン計画に関しての項目は、ここでは定めないのか。  | 案内表示については、バリアフリー法で規定されています。サイン計画については、区が18年度に作成したサインマニュアル等により、建築主等に対し周知等を図っていきます。  | △ |

|                                    |    |  |  |   |
|------------------------------------|----|--|--|---|
| 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項 | 23 | 浴室に関しては備品での対応が大きいと思うが、建物の整備と同時に用意してもらう何か良い方法はないか。<br>洗体いすや水回り用の車いす、長座位で浴槽に出入りできる台などの工夫をどのように担保するのか。入浴動作は特に障害により様々であり、建物だけでは解決できない場合が多いと思う。 | ご意見の通り、安全かつ円滑に利用できるようにするためには、整備基準の一律な適用だけでなく、備品等の対応による配慮等が有効な場合も多いと考えています。そのため、バリアフリー法に規定する整備だけでなく、区との協議の中で、個々の施設の状況に応じた整備が図られるよう努めていきます。                          | ○ |
|                                    | 24 | 駐車場の車止めについては、規定するのか。車両スペースによっては、一部のリフト付き車輛にとって、車止めが邪魔になる場合もあるが。  | ご意見の通り、車両スペースの状況、使用する車両の種類等により、車止めの適切な位置は変わると考えられます。そのため、車止めについては、バリアフリー法に定める移動等円滑化基準に付加することは考えていません。規則で定める整備基準、配慮指針等に規定を設け、区との協議の中で、個々の施設の状況に応じた整備が図られるよう努めていきます。 | ○ |
|                                    | 25 | エレベーターについて、ボタンの位置や音声案内などの配慮は規定するのか。  | ご意見にあるボタンの位置、音声案内については、バリアフリー法に定める移動等円滑化基準に規定されています。そのほか、さらに利便性を向上させるための配慮については、規則で定める整備基準、配慮指針の中で規定を設け、区との協議の中で、個々の施設の状況に応じた整備が図られるよう努めていきます。                     | ○ |

|                                |    |   |   |   |
|--------------------------------|----|---|---|---|
| 障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項 | 26 | 敷地内の通路にある傾斜路に手すりをつける規定だが、手すりは基本的に二段か。<br>場所によっては足がかりになるので一段にするなどの対応をしている自治体もあったと思うが。  | ご意見で指摘されている手すりの規定は、バリアフリー法に基づき、移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路に傾斜路についての移動等円滑化基準に上乗せをしています。この規定は、手すりを2段にすることは求めていません。そのため、規則で定める整備基準、配慮指針等に規定を設け、区との協議の中で、個々の施設の状況に応じた整備が図られるよう努めていきます。  | ○ |
|                                | 27 | 道等という表記になっているが、道路と道は使い分けているのか。  | ご意見で指摘されている道という用語は、バリアフリー法に基づき移動等円滑化基準に上乗せしている規定のため、バリアフリー法令において使用している用語を使用しています。バリアフリー法では、道路とは道路法による道路を指し、道はそれ以外の通路等も含むと考えられます。  | ○ |
|                                | 28 | 出入口の規定について、床面は平たんで滑りにくい仕上げとするという規定になっているが、30センチばかり平坦でも意味がない。車いす一台が止まれるスペースは最低限確保すべきと思う。<br>例えば、エレベーターの昇降ロビーにかんしては幅奥行き150cm以上と規定してある。傾斜路の規定でも「車いすが安全に停止することができる平坦な部分」とあるが、出入口については、戸の構造のほかにその平坦部分についての位置に関しては規則で定めるのか。 | ご意見の出入口の規定は、バリアフリー法に基づき共同住宅の特定経路を構成する出入口について、移動等円滑化基準に上乗せしています。ご指摘されている平たんな部分の確保については、バリアフリー法令の規定における移動等円滑化経路を構成する出入口の規定と同様に、戸を設ける場合には、その前後に高低差がないことと規定しています。その前後に高低差がないということは、戸の前後に車いすの待機のための水平なスペースを確保することを意味しています。 | ○ |



|   |           |  |  |          |
|---|-----------|--|--|----------|
| <p>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事項</p> | <p>29</p> | <p>特定経路における敷地内通路の傾斜路の規定だが、傾斜路に手すりはつけないのか。また、あいかわらず十二分の一とは厳しい勾配だ。</p>   | <p>ご意見の傾斜路の手すりの規定は、バリアフリー法に基づき共同住宅の特定経路を構成する敷地内の通路について、移動等円滑化基準に上乘せしています。ご指摘されている手すりについては、バリアフリー令 16 条の規定によるほか、勾配が十二分の一を超え、または高さが十六センチメートルを超え、かつ勾配が二十分の一を超える傾斜路がある場合は手すりをつけることにしています。また、十二分の一の勾配では利用者にとって厳しいとのご指摘ですが、共同住宅に対する一律に義務を課す規定としては現状ではこれが相当と考えています。</p> | <p>○</p> |
| <p>移動等円滑化基本構想</p>                         | <p>30</p> | <p>提案の採否について、具体的にはどのような方法をとるのか。</p>  | <p>提案があったときには、その提案内容に関連する部署間で協議等を行い、提案された内容について、法で定める基本方針等の事項からその採否について判断することになると考えています。</p>   | <p>○</p> |
| <p>雑則</p>                                 | <p>31</p> | <p>公表について、「骨子案のパブリックコメントの実施結果の区の意見」では、「一方、事業者に著しい不利益を与える」としているが、事業者に配慮している。これでは、区は腰砕けと批判されたり、事業者への過保護と抜け道行政との評価を覚悟してもらわなければならない。</p> | <p>公表にあたっては、区民への情報提供に資する効果と事業者の不利益の両面を考慮して、個別の状況に応じて行う必要があると考えています。</p>  | <p>—</p> |
| <p>参考資料</p>                               | <p>32</p> | <p>参考 3 の対象施設の整備項目表（イメージ）について、注釈では具体的な整備基準は・・・とあるが、建物の用途や規模によりできることは異なるため、もう少し項目を細かく分けても良いのではないか。詳細は、どの段階でどのように検討してきまるのか。</p>        | <p>ご意見の通り、用途や規模により可能な整備も異なるため、整備基準については、東京都福祉のまちづくり条例および練馬区福祉のまちづくり整備要綱を踏まえ、規則の中で、用途および規模に応じて定める予定です。なお、規則については、本年度内に定める予定です。</p>  | <p>○</p> |

|     |    |  |   |   |
|-----|----|--|---|---|
| 全体  | 33 | <p>ほぼ完成に近いすばらしい条例という印象である。</p>   | <p>区民懇談会の皆様をはじめ、多くの方々からご意見をいただき、この条例（素案）をまとめました。引き続き、区民の皆様方からのご意見をいただきながら、福祉のまちづくりの推進に努めていきます。</p>  | ○ |
| その他 | 34 | <p>指定確認検査機関に対する周知について、「骨子案のパブリックコメント実施結果の区の意見」によれば、現在「練馬区業務区域とする」範囲に限るようだが、今後、業務区域を拡大する機関への対応や、新設確認検査機関の情報取得を常時行う必要が生じる。これを確実にこなせる自信があるのか。</p>   | <p>指定確認検査機関の指定または業務区域の変更にあたっては、都から通知等による情報提供を受けています。また、当の指定確認検査機関からは、業務を執り行う旨、連絡をいただくこともあります。これらを通じて、練馬区を業務区域とする指定確認検査機関について把握につとめ、本条例の周知を図ります。</p>   | △ |
|     | 35 | <p>素案を公開し、広く意見を募集するにあたっては、分かりやすくすべきだ。ほとんどの人は、条文の羅列を、読まないのではないか。説明会を開催するようだが、大半の人は都合を付けることが出来ないだろう。そのため、条例の肝心なところを分かりやすい解説文を添付して区民の意見を募集してほしい。</p>  | <p>区民意見を募集するにあたり、構成や意図をわかりやすく解説した素案概要を作成し、あわせて公表したところです。今後とも、分かりやすい周知を心がけていきます。</p>   | △ |
| その他 | 36 | <p>石神井公園駅から石神井町3丁目のメイン道路は、人の通行にとり危険である。バス通りで狭いのに、商店は歩道に大きな看板や商品の陳列をしているし、また人はところ構わず駐輪したり、車の直前をゆうゆうと横断したりしている。これでは安全に通行できず、いくら整備していても意味がない。ソフト面の問題だが、最低限のモラル、ルール違反に対し、取り締まることはできないのか。学校教育においても、もう少し厳しく社会人としての行動について再教育する必要があると思う。</p> | <p>ご意見の通り、ハード的には整備されていても、周囲の無理解や不適切な運用によって、施設を安全かつ円滑に利用できず、その結果社会参加が阻害されることがあります。そのため、条例（素案）では、整備された施設の利用の妨げとなる行為の禁止を区民等の責務に定めています。今のところ、こういった行為に対し、罰則を規定することはありません。まずは、福祉のまちづくりに関する理解を深める必要があると考えています。そのため、今後も様々な形で啓発に取り組んでいきます。</p> | △ |